

いじめと被害・被害者

～いじめ重大事態を踏まえて～

東京経済大学現代法学部教授
弁護士（埼玉弁護士会・日弁連子どもの権利委員会幹事）
川崎市代表人権オンブズパーソン
中野区子どもオンブズマン

野 村 武 司

はじめに

■ この報告で言いたいこと

- 法律上の・・・とか、社会通念上というのではなく、いじめの本質を捉えた議論をすべき

- ✓ いじめは、ある子どものある行為によって起こるものではあるが、いじめを受けた子どもの心身の苦痛の大きさは、こうした行為（いじめ）の「酷さ」に比例するものではなく、ごく些細な行為で大きな被害を生じることがあるというのが、いじめの特徴である。
- ✓ 他方、「いじめ」という用語が、行為を表す言葉であることから、「いじめであるか否か」といういじめの認定が、いつの間にか、行為の「酷さ」あるいは程度の影響を受けてなされている。
- ✓ こうした行為の「酷さ」に影響を受けた「いじめ」の捉え方を、「社会通念上のいじめ」と呼ぶことがあるが、これは、結局、いじめを「酷さ」で判断することとなり、「心身の苦痛」から目をそらし、「酷くない行為」は「いじめ」ではないとされ、結果として、「心身の苦痛」（被害）を過小評価することになる。



- 「行為主義」から脱却する必要がある。

- ✓ 子どもは些細な行為でも、大きな心身の苦痛を負い、自ら命を絶つことがある。子どもがいじめによって命を失うことをなくすのであれば、「心身の苦痛」への眼鏡を曇らせる「行為主義」から脱却する必要がある。

いじめの理解といじめの定義

■ いじめの定義

いじめとは、影響を与える行為で心身の苦痛を感じているものである。

いじめ防止対策推進法第2条第1項

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な**影響を与える行為**（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が**心身の苦痛を感じているもの**をいう。

- ✓ 定義は、（もともとは）調査指標として、「何をいじめ」とするか」を定めるものであったが、現場での「いじめ」の認知のために使用されることとなった。
- ✓ 「法律のいじめの定義はいじめを広く捉えすぎていて、社会通念上の定義と乖離し、いじめと言えないようなものも含んでしまっている。」という批判がある。

いじめの定義は「把握できないいじめの実態」への焦りの表れである

- ✓ 1986年の中野富士見中学校事件を契機に、文部省（文部科学省）は、その実態を把握しようと、「いじめ」を定義し調査を行ってきた。
- ✓ 定義は、新たな事件が起こることを機に改訂が繰り返され、推進法を含めると3回の改訂がなされている。

3

いじめの理解といじめの定義

■ いじめの定義 ※赤は次の定義で削除されたもの。青は新たに入ったもの。

いじめとは、影響を与える行為で心身の苦痛を感じているものである。

➤ 1986年定義：「いじめ」とは、

①自分よりも弱いものに対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手方が深刻な苦痛を感じているものであって、（関係児童生徒、いじめの内容等）**学校としてその事実を把握しているもの**。なお、起こった場所は学校の内外を問わないもの。

➤ 1995年定義：「いじめ」とは、

①**自分よりも弱いものに対して一方的に**、②身体的・心理的な攻撃を**継続的に**加え、③相手方が**深刻な苦痛**を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。**なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられている児童生徒の立場に立つて行うこと。**

➤ 2006年定義：「いじめ」とは、

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うこと。「いじめ」とは、当該児童生徒が、**一定の人間関係のある者から**、心理的、物理的な**攻撃を受けた**ことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

➤ 2013年定義（いじめ防止対策推進法）：「いじめ」とは、

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な**影響を与える行為**（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

4

いじめの理解といじめの定義

■ いじめの定義

いじめとは、影響を与える行為で心身の苦痛を感じているものである。

- 定義の変遷をみると、いじめの「いいわけ」として、何をこれまで見過ごし、あるいは見逃されてきたのかを垣間見ることができる。

- ✓ 弱い者いじめじゃないから、いじめではないよね（力関係／同等性）
- ✓ 相手がやり返しているから、いじめではなく喧嘩だよね（一方性／相互性）
- ✓ 相手が悪いんだから（自分は正しいから）、いじめではないよね（正当性）
- ✓ ずっと続いていたわけではないので、いじめではないよね（継続性／非継続性）
- ✓ 傷つけるつもりじゃないから、いじめではないよね（加害性・悪意／非加害性）
- ✓ 悪ふざけにすぎないから、いじめではないよね（加害性・悪意／遊戯性）
- ✓ これくらいなら、いじめじゃないよね（程度（大／小））



- （行為の性質を根拠とする）いいわけは抜きにして、傷ついている子どもの立場に立って、気づき、対応をすることが求められている。

5

いじめとは何か

■ いじめとは何か

- ✓ ある小学校では、運動会の最後の種目としてクラス対抗のリレーを行ってきた。
- ✓ 先生は、リレー選手は、いつのもの足の速いメンバーに限らず、走ってみたい生徒に走らせることとした。
- ✓ 太郎は、必ずしも足の速いほうではなかったが、やってみようと思い、立候補した。立候補者は、選手10名のところ11名だった。
- ✓ くじが行われ、太郎は選手となったが、クラスで一番足の速い、亮太が落選した。
- ✓ 亮太は、太郎に対して、「なんでお前立候補したんだ」といい、冷たくなった。
- ✓ まわりのみんなも、「リレーで負けたらお前のせいだからな」と太郎に言うようになった。

日本弁護士連合会子どもの権利委員会

『子どものいじめ問題ハンドブックー発見・対応・予防まで』（明石書店）

Q：これって、いじめですか？

6

いじめとは何か

いじめとは何か

いじめとは、影響を与える行為で心身の苦痛を感じているものである。

「いじめ」とは、子どもに対して、一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、受けた子どもが心身の苦痛を感じているものである。

☞ いじめかどうかは、**行為** + **傷つき** であるから、
行為 だけをみてもわからない。

- ✓ 行為のひどさは参考にはなるが決め手ではない。
- ✓ 些細な行為はいじめではないとの決め手にはならない。

7

いじめとは何か

いじめの特徴

する側と受ける側の意識のギャップ、ズレに気づく

<する側>

- たいしたことがない
- ふざけているだけ
- 相手が悪い（自分は正しい）

<される側>

解決をする際にはギャップを埋める！

- ⇔ (大きく) 傷ついている
- ⇔ (大きく) 傷ついている
- ⇔ (大きく) 傷ついている

こちらに目が行きがちであるが、
行為に着目していたのでは分らない・当てにならないことがある。

受けている子どもの気持ちを受け止める。（尺度）

- ☞ 意識のギャップがあることを知る。
- ☞ だから、起こりうるものであることを知る。

8

いじめを判断する（いじめの認定・認知）

■ ある事件を例に

中学1年の女子生徒Rが、クラスの女子グループ及びそれに同調する男子グループから、あだ名の他、「うざい」等と言われ、さらにこれが続く中、部活動の一部のメンバーから、（別の）あだ名を言われ、事実無根の異性関係の噂を流された。異性のうわさは一旦は終息するが、中学2年の始業式の日、噂の問題の再燃、すれ違いざまの悪口に会い、翌日、通学途中の駅で、自殺を図り轢死した事件。

<https://www.city.aomori.aomori.jp/shisei/jouhokoukai/1006286/1006634/1006635.html>

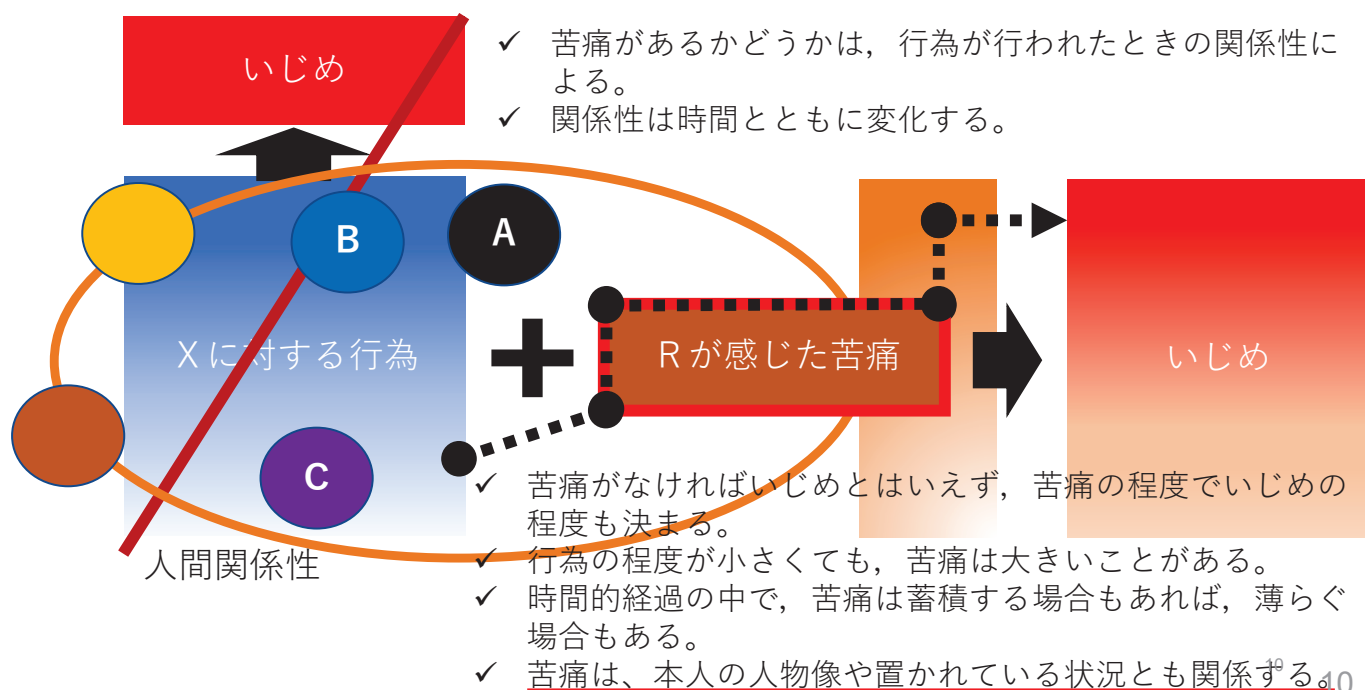
- 1年2学期に起立性調節障害と診断
- 正当な理由といじめ
 - ✓ クラスの合唱コンクールのクラスでの練習に際して、担任が、練習の時にはマスクを取って練習をするよう促したのに対して、Rがマスクを取らなかったことから、Aから強い非難を受けた。
 - ✓ 化粧をしていることについて、部活のメンバーから校則違反の指摘が執拗になされた。
- 2年次の6月、他校生徒との性的関係の噂（そうした事実なし）の流布、交際していた男子生徒との関係が解消がダメージ、希死念慮と鬱症状。
- 夏休み明けのいじめの継続・「噂」問題の再燃と自殺の引き金

9

いじめを判断する（いじめの認定・認知）

■ 心身の苦痛とは何か

いじめとは、影響を与える行為で心身の苦痛を感じているものである。



10

いじめを判断する（いじめの認定・認知）

これについて、

- ✓ 苦痛が、影響のある行為によって生じていても、それは本人の問題であり、「いじめ」とはいえないとされることがある。
- ✓ 例えば、「**ストレス耐性が低い**（または低くなっている）」という場合、その分、**わずかな行為でも**、傷つきやすく、**傷つきが大きい**（いじめである）ということの意味している。
- ✓ （本人の問題であって）行為者に責任を負わせられない＝いじめではない、とはならない。行為者に責任を負わせられない行為であっても、心身の苦痛が生じていればいじめであり、それが大きければ、大きいいじめになる。

※ どう対処すべきか？

のである。

ときの関係性に

いじめ

- ✓ 苦痛がなければいじめと見做さず、苦痛の程度でいじめの程度も決まる。
- ✓ 行為の程度が小さくていじめは大きいことがある。
- ✓ 時間的経過の中で、苦痛は増える場合もあれば、薄らぐ場合もある。
- ✓ 苦痛は、本人の人物像や置かれている状況とも関係する。

いじめを判断する（いじめの認定・認知）

■ ある事件を例に

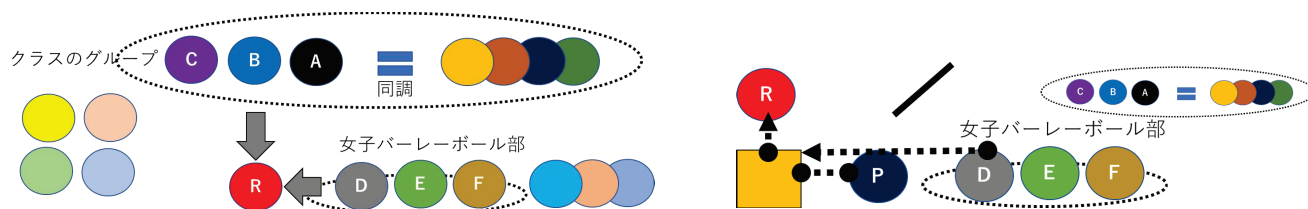
- こうした関係性の中で、また関係性の変化の中で、Rが心身の苦痛を受けたか否か、また、受けた心身の苦痛はいかなるものであったか。

※ **いじめの有無+いじめの大きさの評価**

- ✓ 具体的エピソードと心身の苦痛を示す事実との照合
- ✓ 心身の苦痛を示す事実が明確にはない場合には、関係性の中でエピソードが与える影響の評価



◎ 精神科医、心理士との共同作業



いじめを判断する（いじめの認定・認知）

いじめではないと判断されやすい例

こういう場合はどう考えたらよいか？

- 消しゴムや鉛筆が隠されます。
文房具などが隠されたり、ゴミ箱に捨てられていたりすることがあるが、誰がやったかわからないということがしばしば起こる。証拠がないからという理由で、いじめではないとされる例が見られる。
- 「いじめ」ではなく、「いじり」であるとされる。
心身の苦痛が生じているのに、行為の程度や意図（遊戯性）から、「いじり」だと言われ、「いじめ」ではないとされる例が見られる。
- 校則違反を指摘しただけだとされる。
校則違反だけではないが、違反を告げたり、先生にいいにいたりすることは、それ自体正しい行為であり、逆に、違反する行為は「いけない行為」である。ただし、こうした訴えの背景にある人間関係によっては、関係性に起因して違反を指摘された子どもを傷つけることがある（正当性に基づくいじめ）。

13

いじめを判断する（いじめの認定・認知）

いじめではないと判断されやすい例

こういう場合はどう考えたらよいか？

- 行われた行為と、傷つきがあまりに不自然な場合がある。



☞ 「傷つき」から、何が苦痛を与えたのかについて、「行為」の認定を見直す必要もある。

国際子ども権利センター・甲斐田万智子編／荒牧重人監修
『世界中の子どもの権利をまもる30の方法－だれひとり置き去りにしない！』
（合同出版、2019年）から

14

いじめが原因となっているか・・・

■ いわゆる因果関係

いじめが重大事態の原因になっているかを認定する。

- ✓ いわゆる「因果関係」にはいろいろな考え方がある。「因果」はどこまでもたどれるもので、どこかに線を引くというのが因果関係論であるが、例えば、「責任を負わせてもよいか」、「気の毒と言えないか」など、考え方によってどこで線を引くかは異なる。
- ✓ 法律の世界は、「責任を負わせる範囲」を問題にすることから、「結果を予見できたかどうか」で考える「相当因果関係論」が典型とされている。
- ✓ いじめ防止対策における因果関係は、いじめの全容解明と再発防止にあるので、「責任を負わせる範囲」ではなく、「いじめがなければ起こらなかった」と言えるかどうかで判断する必要がある。

※ この点は、事実認定にも関係している。「責任を負わせるための事実」を認定するのではなく、「（心身の苦痛に関わる）全容の解明のための事実」を認定することになる。

15

いじめが原因となっているか・・・

■ いわゆる因果関係

いじめが重大事態の原因になっているかを認定する。

- どのように認定するか。
 - ✓ 自殺等に至るかどうかは、その時点での子どもの心理状況にあること
 - ☞ 子どもの心理状況は、①心理状況に影響を与えた外的要因と、②その時点での受けた子どもの要因にある。
 - ①子どもの心理状況に与えた外的要因
※行為が影響を持つような関係性があったかどうか。行為の大きさ、ひどさではない。
 - ②そうした心理状況になる子どもの要因
※受けたことをどう受けとめる子どもなのかというその子の要因
 - ✓ 自殺原因の複合性といじめとの因果関係
 - ☞ 複合的な要因に重きを置く場合、ある行為が行われて、時間をおかずに自殺をしたという場合を除き、一定の時間の経過の後自殺したというような場合は、考慮する要素も増え、その結果として、いじめだけが自殺の原因ではないとされることになる。しかし、そうした考えに基づく認定は、いじめ重大事態調査においては、再発防止の教訓として何も残さない。いじめ重大事態調査において、いじめについて全容を解明し、教訓を残す認定は、「いじめがなければ、自殺しなかった」（事実的因果関係）と言えるかどうかである。

16

いじめが原因となっているか・・・

■ ある事件を例に

中学2年生の女子生徒Sが、中学1年次の6月、性的いじめを受け、入院等の後、8月に転校し、中学2年次の2月に行方不明となり、3月に死亡（自殺）が確認された事件。SはASDと診断されている。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/218/266/270/d080391.html>

- ✓ LINEでの動画・画像要求を受け、別に自慰行為の強要がなされる。直後に死にたいと言って川に入水した。性的被害を訴えてはいない。
- ✓ SNSで、中学1年の冬頃から、性的被害について語り始めた。
- ✓ 性的被害から約1年半後の中学2年次の2月、「死のう」とSNSに残して、積雪の中、行方不明になり、3月に遺体として発見

● いじめとして認定できるか。

性的被害の事実だけではなく、クラスの間関係、クラス外での人間関係、性的被害以外の事実を踏まえて、居場所となっている人間関係において、「同僚性」を維持しようとして、「性を差し出す」形で被害を受けた。クラスでの阻害を含めて、関係性を踏まえて、心身の苦痛があり、いじめと認定した。

● 自殺の原因がいじめであったと言えるか。1年半の時間的経過をどのように評価するか。SNSでの分析から、心身の苦痛は、ずっと続けた。ASDを基礎疾患として、いじめによるトラウマ的ストレスに起因するPTSDを発症した。その影響は、長期に及び、軽減することにはなかった。フラッシュバックやタイムスリップ現象が見られ、繰り返された。病院での対応、警察での対応が悪化させた可能性がある。いじめがなければ自殺は起こらなかった¹⁷

おわりに

■ いじめ・自殺原因の認定と課題

いじめは広く認定され、自殺原因としてのいじめも広く認定される

- 「いじめ」というには「かわいそう」なケースをどのように取り扱うべきか

☞ 「いじめ」という言葉が持つ非難の要素を取り除く

「いじめ」の定義を変更したり、（理由なく）因果関係がないとする例も見られる。問題は、「帰責性」がない又は「非難」に値しないのに、非難の意味を持ついじめという言葉で認定するところにある。

そのことを理解し、認定すべきは認定をした上で、「責任を負わせるようなことがあってはならない」「非難することができない」「これ以上の指導を要しない」等の説明を付すことで、意味内容を限定し、言葉が持つ「非難」のニュアンスを緩和する措置が望ましい。

☞ 子どもに全てを背負わせない

自殺等の原因として、学校の作為、不作為が影響していることに留意する。確かに当事者間の問題があるとしても、いじめが起これ、重大事態が生じた要因に学校の関与（関与しないことを含む）があることを踏まえて、子どもに全てを背負わせない。

■ 私が書いたものとして

- ✓ 日本弁護士連合会子どもの権利委員会『子どものいじめ問題ハンドブック－発見・対応・予防まで』（2015年、明石書店）
- ✓ 国際子ども権利センター・甲斐田万智子編／荒牧重人監修『世界中の子どもの権利をまもる30の方法－だれひとり置き去りにしない！』（合同出版、2019年）
- ✓ 「いじめ重大事態調査は委員会はどのようにあるべきか－課題と検討」子どもの権利条約総合研究所編『子どもの権利の新たな地平』（子どもの権利研究第31号、2020年、日本評論社）
- ✓ 「学校におけるいじめの対応」精神医学63巻2号（2021年2月号、医学書院）
- ✓ 「子どもいじめ防止学会設立に向けて～いじめの定義に触れて」心と社会54巻3号（2023年、日本精神衛生会）
- ✓ 「いじめを正しく理解する～子どもの権利を踏まえて」福祉心理学研究第22巻第1号（2025年、日本福祉心理学会）